

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年11月22日
【発行者名】	クローバー・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 多根 幹雄
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋三丁目3番4号 京橋日英ビル3階
【事務連絡者氏名】	田子 慶紀
【電話番号】	03-6262-3921
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	コドモファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出しましたので、2019年5月17日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を訂正するため、本訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正の内容】

原届出書の該当箇所を以下の内容に訂正します。なお下線は訂正部分を表しています。

## 第二部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

## (3)【ファンドの仕組み】

<訂正前>

(前略)

## 委託会社の概況

委託会社名：クローバー・アセットマネジメント株式会社

所在地：（本社）東京都中央区京橋三丁目3番4号 京橋日英ビル3階

## a. 資本の額（2019年3月末日現在）

資本金	100,000千円
発行可能株式総数	500,000株(甲種類) 320,000株(乙種類)
発行済株式の総数	274,918株(甲種類) 155,142株(乙種類)

(中略)

## c. 大株主の状況（2019年3月末日現在）

発行済株式の総数(a) 及び資本金	甲種類株式：274,918株(a) 乙種類株式：155,142株* 合計：430,060株 資本金：100,000千円		
氏名、商号又は名称	住所	所有株式数 (b)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (b/a)
株式会社ルネット	兵庫県 姫路市	100,000株	36.37%
多根 幹雄	静岡県 熱海市	57,960株	21.08%

石津 史子	奈良県 奈良市	14,000株	5.09%
(有)ロッキングホース	東京都 品川区	10,000株	3.63%
中塚 哲郎	神奈川県 横浜市	10,000株	3.63%

\* 乙種類株式は議決権を有しません。

\* 甲種類株式を対象に記載しております。

<訂正後>  
(前略)

#### 委託会社の概況

委託会社名：クローバー・アセットマネジメント株式会社

所在地：(本社)東京都中央区京橋三丁目3番4号 京橋日英ビル3階

#### a. 資本の額 (2019年9月末日現在)

資本金	100,000千円
発行可能株式総数	500,000株(甲種類) 320,000株(乙種類)
発行済株式の総数	274,918株(甲種類) 155,142株(乙種類)

(中略)

#### c. 大株主の状況 (2019年9月末日現在)

発行済株式の総数(a) 及び資本金	甲種類株式：274,918株(a) 乙種類株式：155,142株* 合計：430,060株 資本金：100,000千円		
氏名、商号又は名称	住所	所有株式数 (b)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (b/a)
株式会社ルネット	兵庫県 姫路市	100,000株	36.37%
多根 幹雄	静岡県 熱海市	57,960株	21.08%
石津 史子	奈良県 奈良市	14,000株	5.09%
(有)ロッキングホース	東京都 品川区	10,000株	3.63%
中塚 哲郎	神奈川県 横浜市	10,000株	3.63%

\* 乙種類株式は議決権を有しません。

\* 甲種類株式を対象に記載しております。

## 2【投資方針】

## (2)【投資対象】

&lt;訂正前&gt;

主として国内外の投資信託証券を主要投資対象とします。

当ファンドは、以下に示す指定投資信託証券を主要投資対象とします。

- ・SBI小型成長株ファンド ジェイクール（適格機関投資家専用）
- ・SBI中小型成長株ファンド ネクストジャパン（適格機関投資家専用）
- ・SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ（適格機関投資家専用）
- ・ひふみ投信
- ・ザ・2020ビジョン（適格機関投資家用）
- ・ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドSA（適格機関投資家限定）
- ・アトランティス・ジャパン・オポチュニティーズ・ファンド USDクラス  
（アイルランド籍USドル建外国投資信託証券）
- ・コムジェスト・グロース・ワールド EUR Accクラス  
（アイルランド籍ユーロ建外国投資法人）
- ・ユキ・アジア・アンブレラ・ファンド - ユキ・ジャパン・リバウンディング・グロース・  
ファンド（JPYインスティテューショナルクラス受益証券）  
（アイルランド籍/オープンエンド型ユニットトラスト/適格機関投資家私募）
- ・コムジェスト・ヨーロッパ・ファンド90（適格機関投資家限定）
- ・コムジェスト・エマージングマーケット・ファンド95（適格機関投資家限定）

上場投資信託証券及び上場投資証券については、信託財産の効率的な運用に資するため記載していません。

\* 上記は、本書届出日現在の指定投資信託証券です。

この他、国内外のETF（上場投資信託証券及び上場投資証券）に投資する場合があります。

\* 当ファンドは、運用の成果について目標とするベンチマークは設定しません。

(中略)

## &lt;指定投資信託証券の概要&gt;

種類・項目	SBI小型成長株ファンド ジェイクール（適格機関投資家専用）
運用の基本方針	
基本方針	ファミリーファンド方式により、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。
投資対象	わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。）上場株式のうち中小型株を主な投資対象とする、小型成長株・マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。
投資態度	主として、マザーファンド受益証券に投資し、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行います。 マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。 但し、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。 マザーファンド受益証券の運用に関しては、エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社より投資助言を受けます。

投資制限	<p>マザーファンド受益証券への投資割合に制限を設けません。</p> <p>株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債並びに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって、当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資は行いません。</p> <p>投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p>
収益分配時期及び方法	毎決算期に、配当等収益とマザーファンド受益証券の信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額との合計額から諸経費等を控除した金額の範囲とし、収益分配方針に基づいて分配します。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年率1.1448%（税抜：1.06%） （委託会社1.08%、販売会社0.0108%、受託会社0.0540%） （税抜：委託会社1.0%、販売会社0.01%、受託会社0.05%） 委託会社の報酬には、投資顧問（助言）会社への支払報酬を含みます。
販売手数料	ありません
信託財産留保金	ありません
その他の費用	信託財産に係る租税、信託事務の処理に要する諸費用等は、信託財産中から支弁します。
その他	
委託会社	SBIアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第311号 一般社団法人 投資信託協会加入 / 一般社団法人 日本投資顧問業協会加入
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長（登金）第33号
信託期間	無期限
決算日	原則として毎年12月22日（休業日の場合は翌営業日）

## &lt; 指定投資信託証券の概要 &gt;

種類・項目	SBI中小型成長株ファンド ネクストジャパン（適格機関投資家専用）
運用の基本方針	
基本方針	ファミリーファンド方式により、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。
投資対象	わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。）上場株式のうち中小型株を主な投資対象とする、小型成長株・マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。

投資態度	<p>主として、マザーファンド受益証券に投資し、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行います。</p> <p>マザーファンド受益証券の組入れ比率は、原則として高位を維持します。但し、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。</p> <p>マザーファンド受益証券の運用に関しては、エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社より投資助言を受けます。</p>
投資制限	<p>マザーファンド受益証券への投資割合に制限を設けません。</p> <p>株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債並びに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって、当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資は行いません。</p> <p>投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p>
収益分配時期及び方法	<p>毎決算期に、配当等収益とマザーファンド受益証券の信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額との合計額から諸経費等を控除した金額の範囲とし、収益分配方針に基づいて分配します。</p>
ファンドに係る費用	
信託報酬	<p>純資産総額に対して年率1.1448%（税抜：1.06%） （委託会社1.08%、販売会社0.0108%、受託会社0.0540%） （税抜：委託会社1.0%、販売会社0.01%、受託会社0.05%） 委託会社の報酬には、投資顧問（助言）会社への支払報酬を含みます。</p>
販売手数料	ありません
信託財産留保金	ありません
その他の費用	<p>信託財産に係る租税、信託事務の処理に要する諸費用等は、信託財産中から支弁します。</p>
その他	
委託会社	<p>SBIアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第311号 一般社団法人 投資信託協会加入 / 一般社団法人 日本投資顧問業協会加入</p>
受託会社	<p>三井住友信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長（登金）第649号</p>
信託期間	無期限
決算日	原則として毎年1月22日（休業日の場合は翌営業日）

## &lt; 指定投資信託証券の概要 &gt;

種類・項目	SBI 中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ（適格機関投資家専用）
運用の基本方針	
基本方針	ファミリーファンド方式により、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

投資対象	わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。）上場株式のうち中小型株を主な投資対象とする、小型成長株・マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。
投資態度	主として、マザーファンド受益証券に投資し、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行います。 マザーファンド受益証券の組入れ比率は、原則として高位を維持します。但し、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。 マザーファンド受益証券の運用に関しては、エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社より投資助言を受けます。
投資制限	マザーファンドへの投資割合に制限を設けません。 株式への実質投資割合には制限を設けません。 新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の転換社債並びに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって、当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資は行いません。 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
収益分配時期及び方法	毎決算期に、配当等収益とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額との合計額から諸経費等を控除した金額の範囲とし、収益分配方針に基づいて分配します。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年率1.1448%（税抜：1.06%） （委託会社1.08%、販売会社0.0108%、受託会社0.0540%） （税抜：委託会社1.0%、販売会社0.01%、受託会社0.05%） 委託会社の報酬には、投資顧問（助言）会社への支払報酬を含みます。
販売手数料	ありません
信託財産留保金	ありません
その他の費用	信託財産に係る租税、信託事務の処理に要する諸費用等は、信託財産中から支弁します。
その他	
委託会社	SBIアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第311号 一般社団法人 投資信託協会加入 / 一般社団法人 日本投資顧問業協会加入
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長（登金）第33号
信託期間	無期限
決算日	原則として毎年7月22日（休業日の場合は翌営業日）



種類・項目	ひふみ投信
運用の基本方針	
基本方針	受益者の長期的な資産形成に貢献するために、円貨での信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、マザーファンドの受益証券を通じて国内外の株式に投資することにより積極運用を行ないます。
投資対象 及び 投資制限	国内外の金融商品取引所上場株式及び店頭登録株式（上場予定及び店頭登録予定を含みます。）に投資するマザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。 また投資制限は以下の通りです。 マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 株式（新株引受権証券、新株予約権証券、転換社債、転換社債型新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 先物取引等は、約款第20条の範囲で行ないます。 スワップ取引は、約款第21条の範囲で行ないます。 金利先渡取引及び為替先渡取引は、約款第22条の範囲で行ないます。
投資態度	主としてマザーファンドの受益証券に投資します。 株式以外の資産への実質投資割合は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。 「ひふみ投信」の運用にあたっては、短期的な成績向上を狙うような投資は行ないません。 なお、運用成果について目標とするベンチマークは設定しません。
収益分配時期 及び方法	年1回の毎決算時に、原則として、次の方針に基づき分配を行ないます。 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。但し、委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。 収益の分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対し年率1.0584%（税抜0.980%）
販売手数料	ありません
信託財産留保金	ありません
その他の費用	一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指を行なった場合の当該借入金の利息、租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は、ファンドから支払われます。 ファンドに係る監査費用及び当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて、毎日、信託財産の純資産総額に一定率（年率0.0054%（税抜0.005%））を乗じて計算し、毎計算期末又は信託終了のときに、ファンドから支弁します。 なお、上限を年間54万円（税抜50万円）とします。当該上限金額は契約条件の見直しにより変更となる場合があります。
その他	
委託会社	レオス・キャピタルワークス株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第1151号 一般社団法人 投資信託協会加入 / 一般社団法人 日本証券顧問業協会加入



受託会社	三井住友信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長（登金）第649号
信託期間	無期限
決算日	毎年9月30日（休業日の場合は翌営業日）

## &lt; 指定投資信託証券の概要 &gt;

種類・項目	ザ・2020ビジョン（適格機関投資家用）
運用の基本方針	
基本方針	受益者の長期的な資産形成に貢献するため、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
投資対象 及び 投資制限	親投資信託である「ザ・2020ビジョン」（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。 株式への実質投資割合には、制限をもうけません。 投資信託証券（但し、マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 外貨建資産への投資は行いません。 先物取引等は、約款規定の範囲で行います。 スワップ取引は、約款規定の範囲で行います。 金利先渡取引は、約款規定の範囲で行います。
投資態度	主としてマザーファンドの受益証券に投資することで、国内の金融商品取引所（これに準ずるものを含みます）に上場されている株式に実質的に投資を行い、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。 マザーファンドの受益証券の組入比率は原則として高位を保ちますが、資金動向、市場動向によっては、国内の株式等に直接投資する場合があります。 運用の基本方針となるベンチマークは設定しません。 株式への実質投資割合は、通常の状態では投資信託財産の100%～30%の範囲で機動的に変更できるものとします。 大量の解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等、並びに信託財産の規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。
収益分配時期 及び方法	年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 収益分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。 ただし、必ず分配を行うものではありません。 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年0.648%（税抜 年0.6%） （委託会社 年0.594% 販売会社 年0.0108% 受託会社 年0.0432%） （税抜：委託会社 年0.55% 販売会社 年0.01% 受託会社 年0.04%）
販売手数料	ありません
信託財産留保金	ありません
その他の費用	信託事務の処理に要する諸費用等は、信託財産中から支弁します。また、この信託の監査に係る費用として、純資産総額の年0.05%（税抜き）又は32万円（税抜き）を上限として負担いただきます。
その他	
委託会社	コモンズ投信株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2061号 一般社団法人 投資信託協会加入

受託会社	株式会社りそな銀行 登録金融機関 近畿財務局長（登金）第3号
信託期間	無期限
決算日	原則として毎年12月18日（休業日の場合は翌営業日）

## &lt; 指定投資信託証券の概要 &gt;

種類・項目	ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドS A（適格機関投資家限定）
運用の基本方針	
運用方針	<p>コムジェスト・エス・エー社に外貨建資産の運用指図権限を委託しているニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券への投資を通して、主としてヨーロッパ諸国の株式に投資し、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。</p> <p>親投資信託の受益証券への組入比率は、原則として高位を維持することを基本としますが、相場環境によっては親投資信託の組入比率の調整を行います。</p> <p>実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>信託財産が運用対象とする有価証券又は信託財産に属する資産の価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資するための有価証券先物取引等を行いません。</p> <p>有価証券の貸付は行ないません。</p>
投資対象	親投資信託の受託証券を主要投資対象とします。
投資制限	<p>株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>投資信託証券（親投資信託の受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>新株引受権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>外国為替予約取引は、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するため行います。</p>
収益分配時期及び方法	<p>毎決算時（原則として12月25日。但し、同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。</p> <p>分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。</p> <p>収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。但し、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。</p> <p>留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。</p>
ファンドに係る費用	
信託報酬	<p>純資産総額に対して年率1.08%（消費税込）</p> <p>（委託会社 0.6% 販売会社 0.3% 受託会社 0.1%）</p> <p>内訳は概算値となります。また、小数点第2位以下を切り捨てています。</p>
販売手数料	なし

信託財産留保金	なし
その他の費用	信託財産に関する以下の費用及びそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支弁されます。 組入有価証券の売買時の売買委託手数料 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用（信託財産の規模などを考慮し、係る費用の一部を委託会社の負担とすることができます。）、借入金の利息及び立替金の利息等
その他	
委託会社	コムジェスト・アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第1696号 一般社団法人 投資信託協会加入 / 一般社団法人 日本投資顧問業協会加入
受託会社	野村信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長（登金）第29号
信託期間	無期限
決算日	毎年12月25日（休業日の場合は翌営業日）

## &lt; 指定投資信託証券の概要 &gt;

種類・項目	アトランティス・ジャパン・オポチュニティーズ・ファンド USDクラス (アイルランド籍 USドル建外国投資信託証券)
運用の基本方針	
基本方針	主として日本の株式に投資して、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
投資対象及び投資制限	日本国内の企業又は主な収益又は資産が日本に存在する企業が発行する株式及び株式連動証券（転換社債、優先株式又は新株予約権など）に投資します。 ファンドの純資産総額の20%を限度として、以下の商品に投資します。 ( ) 投資適格債券 ( ) 短期金融商品（無担保債、最低1年以上の償還期限が定められた債券（企業及び政府が発行する変動並びに固定利付債券を含む）） ファンドの純資産総額の10%を限度として、東京証券取引所又は大阪証券取引所に上場している不動産投資信託証券に投資します。但し、UCIT Regulation, 2011 Regulation 104 規定の流動性要件を満たすため、ファンドの当該能力に影響を及ぼさないものに限り、原則として、日本の一以上の認可を受けた証券取引所で取引されている有価証券に投資します。
投資態度	当ファンドは、ファンダメンタル調査が長期的な成長をけん引していくと考えており、ボトムアップアプローチにより株式を選定します。 株式の選定が最も重要であり、セクターまたは業種ウエイトは、株式選定の次に考慮します。しかしながら当ファンドは、大局的なマクロ懸念及びそれらが企業に与える影響も同様に考慮します。
収益分配時期及び方法	分配金がある場合は年1回決算時に行います。
ファンドに係る費用	
信託報酬	年率1.5%
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし

その他の費用	<p>アドミニストレーションフィー：最大0.25%</p> <p>カストディアンフィー：最大0.10%</p> <p>ファンドの事務処理に要する費用、ファンドに関する法務、租税、監査、印刷、法律顧問費用など。</p>
その他	
運用会社	<p>アトランティス・インベストメント・マネジメント・リミテッド（アイルランド）</p> <p>アトランティス・インベストメント・マネジメント・リミテッド（香港）</p>
投資助言会社	アトランティス・インベストメント・リサーチ・コーポレーション株式会社
受託会社	ノーザン・トラスト・フィデュシャリー・サービスズ（アイルランド）
事務管理会社	ノーザン・トラスト・インターナショナル・ファンド・アドミニストレーション・サービスズ（アイルランド）
信託期間	無期限
決算日	原則として毎年12月31日

## &lt; 指定投資信託証券の概要 &gt;

種類・項目	<p>コムジェスト・グロス・ワールド EUR I Accクラス</p> <p>（アイルランド籍ユーロ建外国投資法人）</p>
-------	--

運用の基本方針	
基本方針	当ファンドは、世界中の質の高い成長企業に分散投資することで信託財産の成長を図ることを目的として、運用を行います。
主な投資対象	<p>当ファンドは、株式、優先株式、転換社債等に投資します。</p> <p>当ファンドは、中国A株に直接的もしくは間接的に投資することがあります。</p> <p>当ファンドは、債券等の譲渡可能な証券へ投資することがあります。</p> <p>当ファンドは株式と優先株式に、資産総額の少なくとも51%投資します。</p> <p>当ファンドと投資方針が一致するファンドへの投資を資産総額の10%まで行うことがあります。</p> <p>利付証券への直接的若しくは間接的な投資は資産総額の25%までとします。</p>
主な投資制限	<p>同一発行体が発行する譲渡性有価証券及びマネーマーケット商品への投資割合は、原則として純資産総額の10%以下とします。また、純資産総額の5%超組み入れている同一発行体が発行する譲渡性有価証券及びマネーマーケット商品の合計は純資産総額の40%未満とします。</p> <p>同一の銀行等での預金は、原則として純資産総額の20%以下とします。</p> <p>集団投資スキーム（投資信託等を含む）への投資はその合計が純資産総額の10%までとします。</p> <p>一時的な借り入れを除いては、原則として借り入れは行いません。借入れを行う場合は、その合計が純資産総額の10%までとします。</p>
収益分配時期及び方法	原則なし
ファンドに係る費用	
信託報酬	年率0.85%
販売手数料	ありません
信託財産留保金	ありません
その他の費用	<p>アドミニストレーター・フィー：上限0.05%</p> <p>カストディアン・フィー：上限0.03%</p> <p>その他：信託財産に関する租税、信託事務の処理および信託財産の財務諸表の監査に要する諸費用、税務顧問および法律顧問費用など。</p>
その他	

投資運用会社	コムジェスト・アセットマネジメント・インターナショナル・リミテッド
投資顧問会社	コムジェスト・エス・エー
受託会社	RBC・インベスター・サービズ・バンク・エス・エイ
管理事務代行会社	RBC・インベスター・サービズ・アイルランド・リミテッド
信託期間	無期限
決算日	原則として毎年12月31日

## &lt; 指定投資信託証券の概要 &gt;

ファンド名	ユキ・アジア・アンブレラ・ファンド - ユキ・ジャパン・リバウンディング・グロース・ファンド（JPYインスティテューショナルクラス受益証券）		
商品分類	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産
	追加型	国内	株式
形態	アイルランド籍 / オープンエンド型ユニットトラスト / 適格機関投資家私募		
信託期間	2009年5月28日から100年		
決算日	年1回 7月31日		
収益分配	分配がある場合は、管理会社の単独の裁量により宣言されます。分配は行われないことがあります。		
営業日	ダブリン、ロンドンおよび東京における銀行営業日（土曜および日曜日を除く。）		
評価日	ダブリン、ロンドンおよび東京における銀行営業日（土曜および日曜日を除く。）		
投資目的	日本企業の株式に投資することにより、短期および長期のキャピタル・ゲインを目指します。		
投資方針	<p>我が国の金融商品取引所に上場（上場予定を含む）されている株式のうち、成長力が高いと判断できる企業等の株式に投資することにより、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。</p> <p>徹底したボトムアップアプローチに基づきます。上場企業への直接訪問とインタビューによる定性分析を通じて、今後3年間のEPS（1株当たり利益）成長率を予測します。</p> <p>ポートフォリオの効率的運用および為替取引のリスクを回避するため、アイルランド中央銀行の定める条件および制限に従い、アイルランド中央銀行UCITS規則に略述される技法および手段を利用することができます。</p>		
当初募集額	1億円以上		
設定日	平成30年5月21日		
申込期間	当初申込期間：平成30年5月21日 継続申込期間：平成30年5月22日以降無期限		
申込単位	当初申込期間：1億円以上1円単位 継続募集期間：100万円以上1円単位		

申込価格	評価日における1口当たり純資産価格（当初価格1口：10,000円）
申込受付日	毎営業日
申込締切	取引日の午後1時（日本時間）
解約単位	1円単位
解約手数料	ありません。
解約締切	取引日の午後1時（日本時間）
解約代金支払日	原則として取引日翌日から第10営業日目
運用報告書	運用報告書は作成しません。
会計監査	実施します。
通貨	日本円
報酬	<p>管理報酬：ファンドの純資産総額の年率0.015%</p> <p>受託報酬：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・純資産価額のうち2億5,000万ドルまでの部分についてはファンドの純資産総額の2ベース・ポイント。加えて、</li> <li>・ファンドの純資産総額のうち2億5,000万ドルを超えて5億ドルまでの部分については、ファンドの純資産総額の1.75ベース・ポイント。</li> <li>・ファンドの純資産総額のうち5億ドルを超えて10億ドルまでの部分については、ファンドの純資産総額の1.5ベース・ポイント。</li> <li>・ファンドの純資産総額のうち10億ドルを超える部分については、ファンドの純資産総額の1ベース・ポイント。</li> </ul> <p>投資運用報酬、販売報酬：投資運用会社、海外募集代行会社および日本における販売会社（バンクオブニューヨークメロン証券株式会社）は、合計でクラスの純資産価額の1.1%を超えない年間報酬を受領。</p> <p>管理事務代行会社報酬：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ファンドの純資産総額のうち2億5,000万ドルまでの部分については、ファンドの純資産総額の5ベース・ポイント。加えて、</li> <li>・ファンドの純資産総額のうち2億5,000万ドルを超えて5億ドルまでの部分については、ファンドの純資産総額の4ベース・ポイント。</li> <li>・ファンドの純資産総額のうち5億ドルを超えて10億ドルまでの部分については、ファンドの純資産総額の3ベース・ポイント。</li> <li>・ファンドの純資産総額のうち10億ドルを超える部分については、ファンドの純資産総額の1.5ベース・ポイント。</li> </ul>
受託会社	BNY Mellon Trust Company (Ireland) Limited.

## &lt; 指定投資信託証券の概要 &gt;

種類・項目	コムジェスト・ヨーロッパ・ファンド90 （適格機関投資家限定）
-------	------------------------------------

運用の基本方針	
---------	--



基本方針	<p>コムジェスト・エス・エー社に外貨建資産の運用指図権限を委託しているマザーファンド受益証券への投資を通して、主としてヨーロッパ諸国の株式に投資し、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。</p> <p>親投資信託の受益証券への組入比率は、原則として高位を維持することを基本としますが、相場環境によっては親投資信託の組入比率の調整を行います。</p> <p>実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>原則として、有価証券先物取引等を行いません。</p> <p>原則として、有価証券の貸付を行いません。</p>
主な投資対象	ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
主な投資制限	<p>株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>投資信託証券（親投資信託の受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>外国為替予約取引は約款の範囲で行います。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
収益分配時期及び方法	<p>毎決算時（原則として12月30日。ただし、同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。</p> <p>分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。</p> <p>収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。</p> <p>留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。</p>
ファンドに係る費用	
信託報酬	年率0.90%（税抜き） < 委託会社 > 年0.57%、< 販売会社 > 年0.28%、< 受託会社 > 年0.05%
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他の費用	なし
その他	
投資運用会社	コムジェスト・アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
信託期間	無期限
決算日	原則として、12月30日



## &lt; 指定投資信託証券の概要 &gt;

種類・項目	コムジェスト・エマージングマーケット・ファンド95 (適格機関投資家限定)
運用の基本方針	
基本方針	<p>コムジェスト・エス・エー社に外貨建資産の運用指図権限を委託しているマザーファンド受益証券への投資を通して、主として新興国の株式に投資し、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。親投資信託の受益証券への組入比率は、原則として高位を維持することを基本としますが、相場環境によっては親投資信託の組入比率の調整を行います。</p> <p>実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。原則として、有価証券先物取引等を行いません。原則として、有価証券の貸付を行いません。</p>
主な投資対象	ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
主な投資制限	<p>株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>投資信託証券（親投資信託の受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>外国為替予約取引は約款の範囲で行います。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
収益分配時期及び方法	<p>毎決算時（原則として12月30日。ただし、同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。</p> <p>分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。</p> <p>収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。</p> <p>留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。</p>
ファンドに係る費用	
信託報酬	年率0.95%（税抜き） < 委託会社 > 年0.60%、< 販売会社 > 年0.3%、< 受託会社 > 年0.05%
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他の費用	なし
その他	
投資運用会社	コムジェスト・アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

信託期間	無期限
決算日	原則として、12月30日

## &lt; 訂正後 &gt;

主として国内外の投資信託証券を主要投資対象とします。

当ファンドは、以下に示す指定投資信託証券を主要投資対象とします。

- ・SBI小型成長株ファンド ジェイクル（適格機関投資家専用）
- ・SBI中小型成長株ファンド ネクストジャパン（適格機関投資家専用）
- ・SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ（適格機関投資家専用）
- ・アトランティス・ジャパン・オポチュニティーズ・ファンド USDクラス  
（アイルランド籍USドル建外国投資信託証券）
- ・コムジェスト・グロース・ワールド EUR Accクラス  
（アイルランド籍ユーロ建外国投資法人）
- ・ユキ・アジア・アンブレラ・ファンド・ユキ・ジャパン・リバウンディング・グロース・  
ファンド（JPYインスティテューショナルクラス受益証券）  
（アイルランド籍/オープンエンド型ユニットトラスト/適格機関投資家私募）
- ・コムジェスト・ヨーロッパ・ファンド90（適格機関投資家限定）
- ・コムジェスト・エマージングマーケット・ファンド95（適格機関投資家限定）

上場投資信託証券及び上場投資証券については、信託財産の効率的な運用に資するため記載していません。

\* 上記は、本書届出日現在の指定投資信託証券です。

この他、国内外のETF（上場投資信託証券及び上場投資証券）に投資する場合があります。

\* 当ファンドは、運用の成果について目標とするベンチマークは設定しません。

（中略）

## &lt; 指定投資信託証券の概要 &gt;

種類・項目	SBI小型成長株ファンド ジェイクル（適格機関投資家専用）
運用の基本方針	
基本方針	ファミリーファンド方式により、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。
投資対象	わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。）上場株式のうち中小型株を主な投資対象とする、小型成長株・マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。
投資態度	主として、マザーファンド受益証券に投資し、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行います。 マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。 但し、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。 マザーファンド受益証券の運用に関しては、エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社より投資助言を受けます。

投資制限	<p>マザーファンド受益証券への投資割合に制限を設けません。</p> <p>株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債並びに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって、当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資は行いません。</p> <p>投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p>
収益分配時期及び方法	毎決算期に、配当等収益とマザーファンド受益証券の信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額との合計額から諸経費等を控除した金額の範囲とし、収益分配方針に基づいて分配します。
ファンドに係る費用	
信託報酬	<p>純資産総額に対して年率1.166%（税抜：1.06%）</p> <p>（委託会社1.10%、販売会社0.011%、受託会社0.055%）</p> <p>（税抜：委託会社1.0%、販売会社0.01%、受託会社0.05%）</p> <p>委託会社の報酬には、投資顧問（助言）会社への支払報酬を含みます。</p>
販売手数料	ありません
信託財産留保金	ありません
その他の費用	信託財産に係る租税、信託事務の処理に要する諸費用等は、信託財産中から支弁します。
その他	
委託会社	<p>SBIアセットマネジメント株式会社</p> <p>金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第311号</p> <p>一般社団法人 投資信託協会加入 / 一般社団法人 日本投資顧問業協会加入</p>
受託会社	<p>三菱UFJ信託銀行株式会社</p> <p>登録金融機関 関東財務局長（登金）第33号</p>
信託期間	無期限
決算日	原則として毎年12月22日（休業日の場合は翌営業日）

## &lt; 指定投資信託証券の概要 &gt;

種類・項目	SBI中小型成長株ファンド ネクストジャパン（適格機関投資家専用）
運用の基本方針	
基本方針	ファミリーファンド方式により、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。
投資対象	わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。）上場株式のうち中小型株を主な投資対象とする、小型成長株・マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。

投資態度	主として、マザーファンド受益証券に投資し、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行います。 マザーファンド受益証券の組入れ比率は、原則として高位を維持します。但し、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。 マザーファンド受益証券の運用に関しては、エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社より投資助言を受けます。
投資制限	マザーファンド受益証券への投資割合に制限を設けません。 株式への実質投資割合には制限を設けません。 新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の転換社債並びに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって、当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資は行いません。 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
収益分配時期及び方法	毎決算期に、配当等収益とマザーファンド受益証券の信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額との合計額から諸経費等を控除した金額の範囲とし、収益分配方針に基づいて分配します。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年率1.166%（税抜：1.06%） （委託会社1.10%、販売会社0.011%、受託会社0.055%） （税抜：委託会社1.0%、販売会社0.01%、受託会社0.05%） 委託会社の報酬には、投資顧問（助言）会社への支払報酬を含みます。
販売手数料	ありません
信託財産留保金	ありません
その他の費用	信託財産に係る租税、信託事務の処理に要する諸費用等は、信託財産中から支弁します。
その他	
委託会社	SBIアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第311号 一般社団法人 投資信託協会加入 / 一般社団法人 日本投資顧問業協会加入
受託会社	三井住友信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長（登金）第649号
信託期間	無期限
決算日	原則として毎年1月22日（休業日の場合は翌営業日）

## &lt; 指定投資信託証券の概要 &gt;

種類・項目	SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリパイプ（適格機関投資家専用）
運用の基本方針	
基本方針	ファミリーファンド方式により、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

投資対象	わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。）上場株式のうち中小型株を主な投資対象とする、小型成長株・マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。
投資態度	主として、マザーファンド受益証券に投資し、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行います。 マザーファンド受益証券の組入れ比率は、原則として高位を維持します。但し、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。 マザーファンド受益証券の運用に関しては、エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社より投資助言を受けます。
投資制限	マザーファンドへの投資割合に制限を設けません。 株式への実質投資割合には制限を設けません。 新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の転換社債並びに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって、当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資は行いません。 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
収益分配時期及び方法	毎決算期に、配当等収益とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額との合計額から諸経費等を控除した金額の範囲とし、収益分配方針に基づいて分配します。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年率1.166%（税抜：1.06%） （委託会社1.10%、販売会社0.011%、受託会社0.055%） （税抜：委託会社1.0%、販売会社0.01%、受託会社0.05%） 委託会社の報酬には、投資顧問（助言）会社への支払報酬を含みます。
販売手数料	ありません
信託財産留保金	ありません
その他の費用	信託財産に係る租税、信託事務の処理に要する諸費用等は、信託財産中から支弁します。
その他	
委託会社	SBIアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第311号 一般社団法人 投資信託協会加入 / 一般社団法人 日本投資顧問業協会加入
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長（登金）第33号
信託期間	無期限
決算日	原則として毎年7月22日（休業日の場合は翌営業日）

< 指定投資信託証券の概要 >



種類・項目	アトランティス・ジャパン・オポチュニティーズ・ファンド USDクラス (アイルランド籍 USドル建外国投資信託証券)
運用の基本方針	
基本方針	主として日本の株式に投資して、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
投資対象及び投資制限	日本国内の企業又は主な収益又は資産が日本に存在する企業が発行する株式及び株式連動証券（転換社債、優先株式又は新株予約権など）に投資します。 ファンドの純資産総額の20%を限度として、以下の商品に投資します。 ( ) 投資適格債券 ( ) 短期金融商品（無担保債、最低1年以上の償還期限が定められた債券（企業及び政府が発行する変動並びに固定利付債券を含む）） ファンドの純資産総額の10%を限度として、東京証券取引所又は大阪証券取引所に上場している不動産投資信託証券に投資します。但し、UCIT Regulation, 2011 Regulation 104 規定の流動性要件を満たすため、ファンドの当該能力に影響を及ぼさないものに限り、原則として、日本の一以上の認可を受けた証券取引所で取引されている有価証券に投資します。
投資態度	当ファンドは、ファンダメンタル調査が長期的な成長をけん引していくと考えており、ボトムアップアプローチにより株式を選定します。 株式の選定が最も重要であり、セクターまたは業種ウエイトは、株式選定の次に考慮します。しかしながら当ファンドは、大局的なマクロ懸念及びそれらが企業に与える影響も同様に考慮します。
収益分配時期及び方法	分配金がある場合は年1回決算時に行います。
ファンドに係る費用	
信託報酬	年率1.5%
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他の費用	アドミニストレーションフィー：最大0.25% カストディアンフィー：最大0.10% ファンドの事務処理に要する費用、ファンドに関する法務、租税、監査、印刷、法律顧問費用など。
その他	
運用会社	アトランティス・インベストメント・マネジメント・リミテッド（アイルランド） アトランティス・インベストメント・マネジメント・リミテッド（香港）
投資助言会社	アトランティス・インベストメント・リサーチ・コーポレーション株式会社
受託会社	ノーザン・トラスト・フィデュシヤリー・サービスズ（アイルランド）
事務管理会社	ノーザン・トラスト・インターナショナル・ファンド・アドミニストレーション・サービスズ（アイルランド）
信託期間	無期限
決算日	原則として毎年12月31日

## &lt; 指定投資信託証券の概要 &gt;

種類・項目	コムジェスト・グロース・ワールド EUR I Accクラス 種類・項目（アイルランド籍ユーロ建外国投資法人）
-------	---

運用の基本方針	
基本方針	当ファンドは、世界中の質の高い成長企業に分散投資することで信託財産の成長を図ることを目的として、運用を行います。

主な投資対象	当ファンドは、株式、優先株式、転換社債等に投資します。 当ファンドは、中国A株に直接的もしくは間接的に投資することがあります。 当ファンドは、債券等の譲渡可能な証券へ投資することがあります。 当ファンドは株式と優先株式に、資産総額の少なくとも51%投資します。 当ファンドと投資方針が一致するファンドへの投資を資産総額の10%まで行うことがあります。 利付証券への直接的若しくは間接的な投資は資産総額の25%までとします。
主な投資制限	同一発行体が発行する譲渡性有価証券及びマネーマーケット商品への投資割合は、原則として純資産総額の10%以下とします。また、純資産総額の5%超組み入れている同一発行体が発行する譲渡性有価証券及びマネーマーケット商品の合計は純資産総額の40%未満とします。 同一の銀行等での預金は、原則として純資産総額の20%以下とします。 集団投資スキーム（投資信託等を含む）への投資はその合計が純資産総額の10%までとします。 一時的な借入れを除いては、原則として借入れは行いません。借入れを行う場合は、その合計が純資産総額の10%までとします。
収益分配時期及び方法	原則なし
ファンドに係る費用	
信託報酬	年率0.85%
販売手数料	ありません
信託財産留保金	ありません
その他の費用	アドミニストレーター・フィー：上限0.05% カストディアン・フィー：上限0.03% その他：信託財産に関する租税、信託事務の処理および信託財産の財務諸表の監査に要する諸費用、税務顧問および法律顧問費用など。
その他	
投資運用会社	コムジェスト・アセットマネジメント・インターナショナル・リミテッド
投資顧問会社	コムジェスト・エス・エー
受託会社	RBC・インベスター・サービスズ・バンク・エス・エイ
管理事務代行会社	RBC・インベスター・サービスズ・アイルランド・リミテッド
信託期間	無期限
決算日	原則として毎年12月31日

## &lt; 指定投資信託証券の概要 &gt;

種類・項目	ユキ・アジア・アンブレラ・ファンド - ユキ・ジャパン・リバウンディング・グロース・ファンド（JPYインスティテューショナルクラス受益証券）
-------	--

商品分類	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産
	追加型	国内	株式
形態	アイルランド籍 / オープンエンド型ユニットトラスト / 適格機関投資家私募		
信託期間	2009年5月28日から100年		
決算日	年1回 7月31日		
収益分配	分配がある場合は、管理会社の単独の裁量により宣言されます。分配は行われないことがあります。		
営業日	ダブリン、ロンドンおよび東京における銀行営業日（土曜および日曜を除く。）		
評価日	ダブリン、ロンドンおよび東京における銀行営業日（土曜および日曜を除く。）		



投資目的	日本企業の株式に投資することにより、短期および長期のキャピタル・ゲインを目指します。
投資方針	<p>我が国の金融商品取引所に上場（上場予定を含む）されている株式のうち、成長力が高いと判断できる企業等の株式に投資することにより、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。</p> <p>徹底したボトムアップアプローチに基づきます。上場企業への直接訪問とインタビューによる定性分析を通じて、今後3年間のEPS（1株当たり利益）成長率を予測します。</p> <p>ポートフォリオの効率的運用および為替取引のリスクを回避するため、アイルランド中央銀行の定める条件および制限に従い、アイルランド中央銀行UCITS規則に略述される技法および手段を利用することができます。</p>
当初募集額	1億円以上
設定日	平成30年5月21日
申込期間	当初申込期間：平成30年5月21日 継続申込期間：平成30年5月22日以降無期限
申込単位	当初申込期間：1億円以上1円単位 継続募集期間：100万円以上1円単位
申込価格	評価日における1口当たり純資産価格（当初価格1口：10,000円）
申込受付日	毎営業日
申込締切	取引日の午後1時（日本時間）
解約単位	1円単位
解約手数料	ありません。
解約締切	取引日の午後1時（日本時間）
解約代金支払日	原則として取引日翌日から第10営業日目
運用報告書	運用報告書は作成しません。
会計監査	実施します。
通貨	日本円

報酬	<p>管理報酬：ファンドの純資産総額の年率0.015%</p> <p>受託報酬：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・純資産価額のうち2億5,000万ドルまでの部分についてはファンドの純資産総額の2ベース・ポイント。加えて、</li> <li>・ファンドの純資産総額のうち2億5,000万ドルを超えて5億ドルまでの部分については、ファンドの純資産総額の1.75ベース・ポイント。</li> <li>・ファンドの純資産総額のうち5億ドルを超えて10億ドルまでの部分については、ファンドの純資産総額の1.5ベース・ポイント。</li> <li>・ファンドの純資産総額のうち10億ドルを超える部分については、ファンドの純資産総額の1ベース・ポイント。</li> </ul> <p>投資運用報酬、販売報酬：投資運用会社、海外募集代行会社および日本における販売会社（バンクオブニューヨークメロン証券株式会社）は、合計でクラスの純資産価額の1.1%を超えない年間報酬を受領。</p> <p>管理事務代行会社報酬：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ファンドの純資産総額のうち2億5,000万ドルまでの部分については、ファンドの純資産総額の5ベース・ポイント。加えて、</li> <li>・ファンドの純資産総額のうち2億5,000万ドルを超えて5億ドルまでの部分については、ファンドの純資産総額の4ベース・ポイント。</li> <li>・ファンドの純資産総額のうち5億ドルを超えて10億ドルまでの部分については、ファンドの純資産総額の3ベース・ポイント。</li> <li>・ファンドの純資産総額のうち10億ドルを超える部分については、ファンドの純資産総額の1.5ベース・ポイント。</li> </ul>
受託会社	BNY Mellon Trust Company (Ireland) Limited.

## &lt; 指定投資信託証券の概要 &gt;

種類・項目	コムジェスト・ヨーロッパ・ファンド90 (適格機関投資家限定)
-------	------------------------------------

運用の基本方針	
基本方針	<p>コムジェスト・エス・エー社に外貨建資産の運用指図権限を委託しているマザーファンド受益証券への投資を通して、主としてヨーロッパ諸国の株式に投資し、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。</p> <p>親投資信託の受益証券への組入比率は、原則として高位を維持することを基本としますが、相場環境によっては親投資信託の組入比率の調整を行います。</p> <p>実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>原則として、有価証券先物取引等を行いません。</p> <p>原則として、有価証券の貸付を行いません。</p>
主な投資対象	ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

主な投資制限	<p>株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>投資信託証券（親投資信託の受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>外国為替予約取引は約款の範囲で行います。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
収益分配時期及び方法	<p>毎決算時（原則として12月30日。ただし、同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。</p> <p>分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。</p> <p>収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。</p> <p>留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。</p>
ファンドに係る費用	
信託報酬	年率0.90%（税抜き） < 委託会社 > 年0.57%、< 販売会社 > 年0.28%、< 受託会社 > 年0.05%
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他の費用	なし
その他	
投資運用会社	コムジェスト・アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
信託期間	無期限
決算日	原則として、12月30日

## &lt; 指定投資信託証券の概要 &gt;

種類・項目	コムジェスト・エマージングマーケット・ファンド95 ( 適格機関投資家限定 )
-------	--

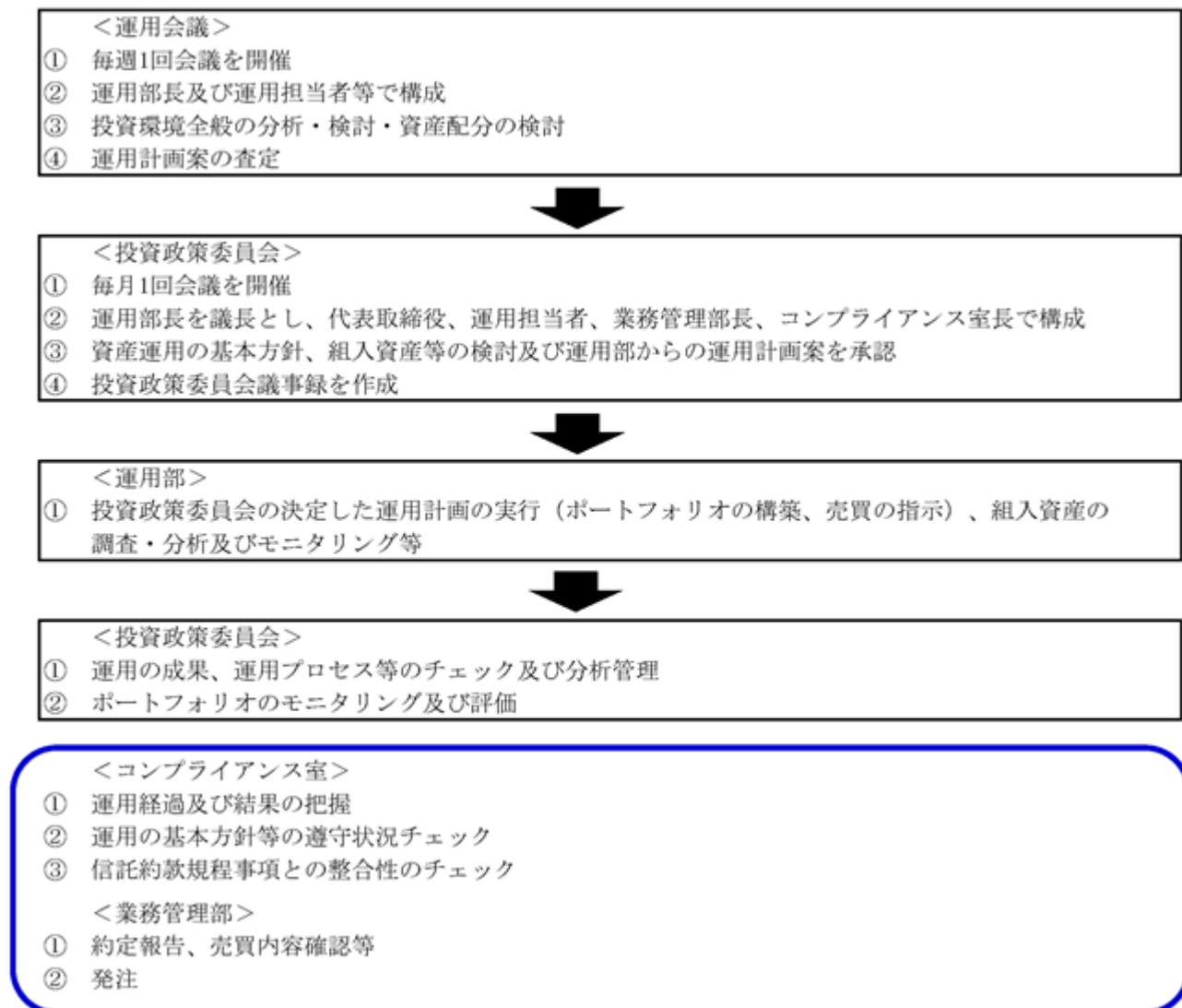
運用の基本方針	
基本方針	<p>コムジェスト・エス・エー社に外貨建資産の運用指図権限を委託しているマザーファンド受益証券への投資を通して、主として新興国の株式に投資し、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。</p> <p>親投資信託の受益証券への組入比率は、原則として高位を維持することを基本としますが、相場環境によっては親投資信託の組入比率の調整を行います。</p> <p>実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>原則として、有価証券先物取引等を行いません。</p> <p>原則として、有価証券の貸付を行いません。</p>
主な投資対象	ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

<p>主な投資制限</p>	<p>株式への実質投資割合には制限を設けません。  投資信託証券（親投資信託の受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。  同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。  新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。  同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。  同一銘柄の転換社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。  外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。  外国為替予約取引は約款の範囲で行います。  一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
<p>収益分配時期及び方法</p>	<p>毎決算時（原則として12月30日。ただし、同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。  分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。  収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。  留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。</p>
<p>ファンドに係る費用</p>	
<p>信託報酬</p>	<p>年率0.95%（税抜き）  &lt; 委託会社 &gt; 年0.60%、&lt; 販売会社 &gt; 年0.3%、&lt; 受託会社 &gt; 年0.05%</p>
<p>販売手数料</p>	<p>なし</p>
<p>信託財産留保金</p>	<p>なし</p>
<p>その他の費用</p>	<p>なし</p>
<p>その他</p>	
<p>投資運用会社</p>	<p>コムジェスト・アセットマネジメント株式会社</p>
<p>受託会社</p>	<p>野村信託銀行株式会社</p>
<p>信託期間</p>	<p>無期限</p>
<p>決算日</p>	<p>原則として、12月30日</p>

## （３）【運用体制】

&lt;訂正前&gt;

当ファンドの運用体制は以下の通りです。



\* 運用体制は2019年3月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

\* 当社では、信託財産の適正な運用及び受益者との利益相反となる取引の防止を目的として、「内部者取引の管理等に関する規則」、「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等の社内諸規則を設けております。また、「運用規程」、「ファンドマネージャー規程」を設け、ファンドの運用に関する基本的な事項を定めております。

&lt;訂正後&gt;

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

## &lt;運用会議&gt;

- ① 毎週1回会議を開催
- ② 運用部長及び運用担当者等で構成
- ③ 投資環境全般の分析・検討・資産配分の検討
- ④ 運用計画案の査定



## &lt;投資政策委員会&gt;

- ① 毎月1回会議を開催
- ② 運用部長を議長とし、代表取締役、運用担当者、業務管理部長、コンプライアンス室長で構成
- ③ 資産運用の基本方針、組入資産等の検討及び運用部からの運用計画案を承認
- ④ 投資政策委員会議事録を作成



## &lt;運用部&gt;

- ① 投資政策委員会の決定した運用計画の実行（ポートフォリオの構築、売買の指示）、組入資産の調査・分析及びモニタリング等



## &lt;投資政策委員会&gt;

- ① 運用の成果、運用プロセス等のチェック及び分析管理
- ② ポートフォリオのモニタリング及び評価

## &lt;コンプライアンス室&gt;

- ① 運用経過及び結果の把握
- ② 運用の基本方針等の遵守状況チェック
- ③ 信託約款規程事項との整合性のチェック

## &lt;業務管理部&gt;

- ① 約定報告、売買内容確認等
- ② 発注

\* 運用体制は2019年9月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

\* 当社では、信託財産の適正な運用及び受益者との利益相反となる取引の防止を目的として、「内部者取引の管理等に関する規則」、「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等の社内諸規則を設けております。また、「運用規程」、「ファンドマネージャー規程」を設け、ファンドの運用に関する基本的な事項を定めております。

### 3【投資リスク】

<訂正前>

(前略)

リスク管理体制は、2019年3月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。



## ◆参考情報◆

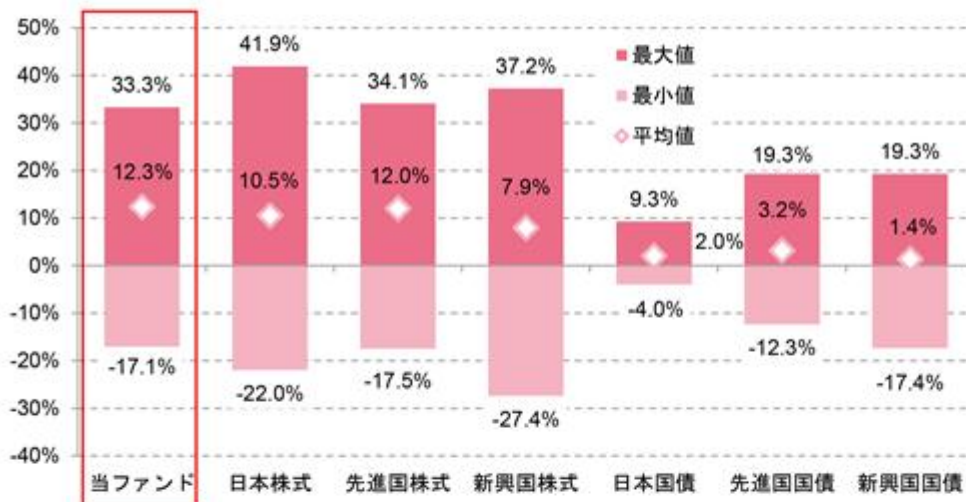
当ファンドの年間騰落率及び基準価額の推移（2014年4月～2019年3月）



※分配を行っていないため、分配金再投資基準価額は表示しておりません。

※2014年4月から2019年3月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率及び基準価額の推移を表示したものです。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較（2014年4月～2019年3月）



※グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※2014年4月から2019年3月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を示したものです。

【各資産クラスの指数】

日本株式：東証株価指数(TOPIX)配当込み指数

先進国株式：MSCI Kokusai (World ex Japan) Index

新興国株式：MSCI EM (Emerging Markets) Index

日本国債：NOMURA-BPI 国債

先進国国債：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし円ベース）

新興国国債：THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY index

（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。TOPIX に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。FTSE 世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC に帰属します。NOMURA-BPI に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

&lt;訂正後&gt;

（前略）

リスク管理体制は、2019年9月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。





## ◆参考情報◆

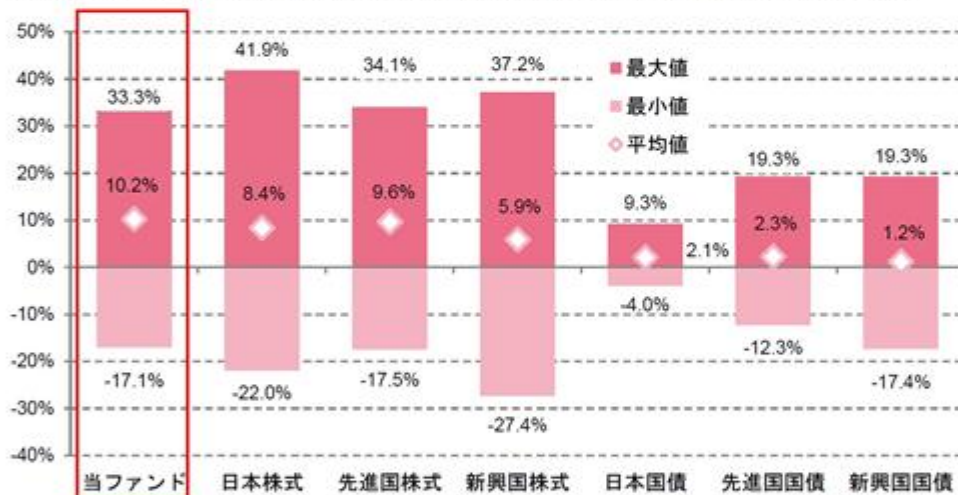
当ファンドの年間騰落率及び基準価額の推移（2014年10月～2019年9月）



※分配を行っていないため、分配金再投資基準価額は表示していません。

※2014年10月から2019年9月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率及び基準価額の推移を表示したものです。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較（2014年10月～2019年9月）



※グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※2014年10月から2019年9月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を示したものです。

## 【各資産クラスの指数】

日本株式：東証株価指数(TOPIX)配当込み指数

先進国株式：MSCI Kokusai (World ex Japan) Index

新興国株式：MSCI EM (Emerging Markets) Index

日本国債：NOMURA-BPI 国債

先進国国債：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし円ベース）

新興国国債：THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY index

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。TOPIX に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。FTSE 世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC に帰属します。NOMURA-BPI に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

## 4【手数料等及び税金】

## (3)【信託報酬等】

&lt;訂正前&gt;

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の100の率に消費税等に相当する金額を加算した金額とします。信託報酬に係る委託会社、販売会社及び受託会社の間での配分は次の通りとなります。

信託報酬の総額	委託会社	販売会社	受託会社
年率1.08% (税抜1.0%)	年率0.6156% (税抜0.57%)	年率0.432% (税抜0.4%)	年率0.0324% (税抜0.03%)

- ・信託報酬は、毎計算期間の3ヵ月毎の終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日とします。）及び毎計算期末又は信託終了のときに信託財産中から支弁するものとします。
- ・信託報酬に対する消費税等に相当する金額の費用を信託財産は負担します。  
税法が改正された場合は、その内容が変更されることがあります。  
この他にファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。上記「指定投資信託証券の概要」をご参照下さい。  
なお、ファンドの信託報酬等にファンドが投資対象とする指定投資信託証券の信託報酬を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率等について試算した概算値は、年1.7%±0.4%です。但し、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、ファンドの実際の指定投資信託証券の組入状況等によっては変動します。  
ETF等については、ファンド毎に管理報酬が異なるため、想定される組入れファンドの平均値を用いています。

&lt;訂正後&gt;

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の100の率に消費税等に相当する金額を加算した金額とします。信託報酬に係る委託会社、販売会社及び受託会社の間での配分は次の通りとなります。

信託報酬の総額	委託会社	販売会社	受託会社
年率1.1% (税抜1.0%)	年率0.627% (税抜0.57%)	年率0.44% (税抜0.4%)	年率0.033% (税抜0.03%)

- ・信託報酬は、毎計算期間の3ヵ月毎の終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日とします。）及び毎計算期末又は信託終了のときに信託財産中から支弁するものとします。
- ・信託報酬に対する消費税等に相当する金額の費用を信託財産は負担します。  
税法が改正された場合は、その内容が変更されることがあります。  
この他にファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。上記「指定投資信託証券の概要」をご参照下さい。  
なお、ファンドの信託報酬等にファンドが投資対象とする指定投資信託証券の信託報酬を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率等について試算した概算値は、年1.7%±0.5%です。但し、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、ファンドの実際の指定投資信託証券の組入状況等によっては変動します。  
ETF等については、ファンド毎に管理報酬が異なるため、想定される組入れファンドの平均値を用いています。

## 5【運用状況】

原届出書の該当箇所を以下の内容に訂正いたします。

<更新・訂正後>

## (1)【投資状況】(2019年9月末日現在)

投資資産の種類	国名/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券		5,653,721,763	76.63
	内 日本	3,596,656,074	48.75
	内 アイルランド	2,057,065,689	27.88
投資証券		1,193,695,449	16.18
	内 アイルランド	1,193,695,449	16.18
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		530,832,754	7.19
純資産総額		7,378,249,966	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

## (2)【投資資産】(2019年9月末日現在)

## 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

(単位:円)

	銘柄名 地域	種類	通貨	口数	簿価単価 簿価 (各通貨建て)	評価単価 時価 (各通貨建て)	邦貨換算 評価額	投資比率
1	アトランティス・ジャパン・オポチュニティーズ・ファンド USDクラス (アイルランド籍USD建外国投資信託) アイルランド	外国投信 投資信託 受益証券	USDドル	2,646,753.534	4.148	4.418	1,261,947,099	17.10%
					10,978,733.650	11,693,357.110		
2	SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ (適格機関投資家専用) 日本	投資信託 受益証券	円	38,400	30,415.00	31,313.00	1,202,419,200	16.30%
					1,167,936.000	1,202,419,200		
3	コムジェスト・グロース・ワールド EUR I Accクラス (アイルランド籍ユーロ建外国投資法人) アイルランド	投資証券	ユーロ	334,912.213	26.968	30.200	1,193,695,449	16.18%
					9,031,955.520	10,114,348.830		

4	コムジェスト・ヨーロッパ・ファンド90（適格機関投資家限定） 日本	投資信託 受益証券	円	815,948,410	1.0380 846,970,000	1.0401 848,667,941	848,667,941	11.50%
5	ユキ・ジャパン・リバウンディング グロース・ファンド （JPY インスティテューショナル受益証券） アイルランド	外国投信 投資信託 受益証券	円	115,670.438	7,095.485 820,737,924	6,874.000 795,118,590	795,118,590	10.78%
6	SBI 中小型成長株ファンド ネクストジャパン （適格機関投資家専用） 日本	投資信託 受益証券	円	21,200	31,924.00 676,788,800	34,767.00 737,060,400	737,060,400	9.99%
7	TOPIX 連動型上場投資信託 日本	投資信託 受益証券	円	259,500	1,674.65 434,573,941	1,643.00 426,358,500	426,358,500	5.78%
8 95	コムジェスト・エマージングマーケットファンド （適格機関投資家限定） 日本	投資信託 受益証券	円	154,621,303	0.9229 142,700,000	0.9090 140,550,764	140,550,764	1.90%
9	SPDR ゴールド・シェア受益証券 日本	投資信託 受益証券	円	5,100	13,920 70,992,000	15,190 77,469,000	77,469,000	1.05%
10	ひふみ投信 日本	投資信託 受益証券	円	16,669,329	4.5377 75,641,174	4.5675 76,137,160	76,137,160	1.03%
11	ザ・2020ビジョン （適格機関投資家用） 日本	投資信託 受益証券	円	38,298,449	1.4950 57,256,181	1.5544 59,531,109	59,531,109	0.81%
12	SBI 小型成長株ファンド ジェイクル （適格機関投資家専用） 日本	投資信託 受益証券	円	1,000	28,382.00 28,382,000	28,462.00 28,462,000	28,462,000	0.39%

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

（注2）外貨建資産の邦貨換算評価額は、投資信託協会発表の為替レート（TTM）により算出しています。

## ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	76.63%
投資証券	16.18%
合計	92.81%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

## ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

2019年9月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (2013年4月15日)	11,120,000	-	1.0000	-
第1期計算期間末 (2014年2月25日)	3,005,884,493	3,005,884,493	1.0711	1.0711
第2期計算期間末 (2015年2月25日)	3,760,845,957	3,760,845,957	1.3030	1.3030
第3期計算期間末 (2016年2月25日)	4,164,706,988	4,164,706,988	1.2117	1.2117
第4期計算期間末 (2017年2月27日)	5,006,203,530	5,006,203,530	1.4630	1.4630
第5期計算期間末 (2018年2月26日)	7,435,727,631	7,435,727,631	1.8477	1.8477
第6期計算期間末 (2019年2月25日)	7,072,457,944	7,072,457,944	1.6942	1.6942
2018年9月末日	7,723,651,322	-	1.8795	-
10月末日	6,891,141,735	-	1.6766	-
11月末日	7,197,047,663	-	1.7390	-
12月末日	6,472,746,080	-	1.5563	-
2019年1月末日	6,666,829,751	-	1.5950	-
2月末日	7,112,611,621	-	1.7037	-
3月末日	7,114,631,610	-	1.7007	-
4月末日	7,324,927,478	-	1.7504	-
5月末日	7,046,520,174	-	1.6745	-
6月末日	7,206,567,318	-	1.6999	-
7月末日	7,427,273,898	-	1.7493	-
8月末日	7,054,720,352	-	1.6587	-
9月末日	7,378,249,966	-	1.7353	-



## 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1期計算期間（2013年4月15日～2014年2月25日）	0.0000
第2期計算期間（2014年2月26日～2015年2月25日）	0.0000
第3期計算期間（2015年2月26日～2016年2月25日）	0.0000
第4期計算期間（2016年2月26日～2017年2月27日）	0.0000
第5期計算期間（2017年2月28日～2018年2月26日）	0.0000
第6期計算期間（2018年2月27日～2019年2月25日）	0.0000
第7期中間計算期間（2019年2月26日～2019年8月25日）	-

## 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1期計算期間（2013年4月15日～2014年2月25日）	7.1
第2期計算期間（2014年2月26日～2015年2月25日）	21.7
第3期計算期間（2015年2月26日～2016年2月25日）	7.0
第4期計算期間（2016年2月26日～2017年2月27日）	20.7
第5期計算期間（2017年2月28日～2018年2月26日）	26.3
第6期計算期間（2018年2月27日～2019年2月25日）	8.3
第7期中間計算期間（2019年2月26日～2019年8月25日）	0.5

（注）収益率は、以下の計算式により算出しております。

$$\text{収益率} = (\text{計算期間末の基準価額} - \text{当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額}) \div \text{前期末の基準価額} \times 100$$

第1期は、前期末の基準価額ではなく設定日の基準価額にて計算しております。

なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

## &lt; 参考情報 &gt;

## ◆運用実績◆（作成基準日：2019年9月30日）

基準価額・純資産総額の推移（2013年4月15日（設定日）～2019年9月30日）



基準価額
17,353 円
純資産総額
7,378 百万円

※基準価額は1万口当りの金額です。

分配の推移（税引前）

決算日	1万口あたりの分配金
第2期(2015年2月25日)	0 円
第3期(2016年2月25日)	0 円
第4期(2017年2月27日)	0 円
第5期(2018年2月26日)	0 円
第6期(2019年2月25日)	0 円
設定来累計	0 円

年間収益率の推移（暦年ベース）



※2013年は設定日（2013年4月15日）から年末までの収益率、2019年は1月から作成基準日（2019年9月30日）までの収益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

## 主な資産の状況

順位	銘柄	主な投資地域	通貨	比率
1	アトランティス・ジャパン・オパチュニティーズ・ファンド USDクラス（アイルランド籍USドル建外国投資信託証券）	国内	USドル建	17.10%
2	SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ（適格機関投資家専用）	国内	円建	16.30%
3	コムジエスト・グローバル・EUR I Accクラス（アイルランド籍ユーロ建外国投資法人）	内外	ユーロ建	16.18%
4	コムジエスト・ヨーロッパ・ファンド 90（適格機関投資家限定）	海外	円建	11.50%
5	エキアジ・ア・アソシエーツ・レバント・エキ・ジャパン・リバウディング・グローバル・ファンド（JPYインスティテュショナルクラス受益証券）（アイルランド籍オープンエンド型ユニット trusts/適格機関投資家私募）	国内	円建	10.78%
6	SBI中小型成長株ファンド ネクストジャパン（適格機関投資家専用）	国内	円建	9.99%
7	TOPIX 連動型上場投資信託	国内	円建	5.78%
8	コムジエスト・エマージング・マーケッツ・ファンド 95（適格機関投資家限定）	海外	円建	1.90%
9	SPDR ゴールド・シェア	海外	円建	1.05%
10	ひふみ投信	内外	円建	1.03%
11	ザ・2020ビジョン（適格機関投資家用）	国内	円建	0.81%
12	SBI小型成長株ファンド ジェイクル（適格機関投資家専用）	国内	円建	0.39%

※比率は純資産総額に対する割合です。

運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。

最新の運用実績は、表紙に記載する当社のホームページでご確認いただけます。

## （４）【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第1期計算期間 （2013年4月15日～2014年2月25日）	2,807,476,330	1,195,941	2,806,280,389
第2期計算期間 （2014年2月26日～2015年2月25日）	2,196,778,760	2,116,824,693	2,886,234,456
第3期計算期間 （2015年2月26日～2016年2月25日）	570,887,131	19,924,938	3,437,196,649
第4期計算期間 （2016年2月26日～2017年2月27日）	89,829,863	105,104,107	3,421,922,405
第5期計算期間 （2017年2月28日～2018年2月26日）	677,635,104	75,166,545	4,024,390,964
第6期計算期間 （2018年2月27日～2019年2月25日）	339,571,627	189,468,201	4,174,494,390
第7期中間計算期間 （2019年2月26日～2019年8月25日）	127,430,966	52,577,404	4,249,347,952

（注）当初申込期間中の設定数量は11,120,000口です。

### 第3【ファンドの経理状況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」につきましては、以下の記載内容が追加されます。

<更新・訂正後>

#### 1【財務諸表】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
  
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2019年2月26日から2019年8月25日まで）の中間財務諸表について、イデア監査法人により中間監査を受けております。

## 【中間財務諸表】

## コドモ ファンド

## ( 1 ) 【中間貸借対照表】

( 単位：円 )

	第6期計算期間 2019年2月25日現在 金額（円）	第7期中間計算期間 2019年8月25日現在 金額（円）
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	475,395,488	555,842,998
投資信託受益証券	5,479,675,630	5,458,833,307
投資証券	922,810,389	1,169,784,726
未収入金	214,000,000	-
流動資産合計	7,091,881,507	7,184,461,031
資産合計	7,091,881,507	7,184,461,031
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	1,193,455	2,192,797
未払受託者報酬	546,880	577,128
未払委託者報酬	17,683,228	18,661,268
未払利息	-	3,198
流動負債合計	19,423,563	21,434,391
負債合計	19,423,563	21,434,391
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	4,174,494,390	4,249,347,952
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	2,897,963,554	2,913,678,688
（分配準備積立金）	2,117,953,844	2,091,657,329
元本等合計	7,072,457,944	7,163,026,640
純資産合計	7,072,457,944	7,163,026,640
負債純資産合計	7,091,881,507	7,184,461,031

## (2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第6期中間計算期間 自 2018年2月27日 至 2018年8月26日 金額(円)	第7期中間計算期間 自 2019年2月26日 至 2019年8月25日 金額(円)
<b>営業収益</b>		
受取配当金	-	8,673,003
有価証券売買等損益	236,397,090	107,441,412
為替差損益	37,385,491	113,441,795
<b>営業収益合計</b>	<b>199,011,599</b>	<b>2,672,620</b>
<b>営業費用</b>		
支払利息	330,764	334,661
受託者報酬	1,197,991	1,155,817
委託者報酬	38,736,377	37,373,182
その他費用	201,798	198,675
<b>営業費用合計</b>	<b>40,466,930</b>	<b>39,062,335</b>
営業利益又は営業損失( )	239,478,529	36,389,715
経常利益又は経常損失( )	239,478,529	36,389,715
中間純利益又は中間純損失( )	239,478,529	36,389,715
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )	1,477,484	468,859
期首剰余金又は期首欠損金( )	3,411,336,667	2,897,963,554
剰余金増加額又は欠損金減少額	140,573,955	89,077,461
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	140,573,955	89,077,461
剰余金減少額又は欠損金増加額	85,480,854	36,503,753
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	85,480,854	36,503,753
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金( )	3,228,428,723	2,913,678,688

## (3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第7期中間計算期間 自 2019年2月26日 至 2019年8月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>



## （中間貸借対照表に関する注記）

区 分	第6期計算期間 2019年2月25日現在	第7期中間計算期間 2019年8月25日現在
1 . 期首元本額	4,024,390,964円	4,174,494,390円
期中追加設定元本額	339,571,627円	127,430,966円
期中一部解約元本額	189,468,201円	52,577,404円
2 . 受益権の総数	4,174,494,390口	4,249,347,952口

## （中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

区 分	第6期中間計算期間 自 2018年2月27日 至 2018年8月26日	第7期中間計算期間 自 2019年2月26日 至 2019年8月25日
	該当事項はありません。	同左

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第6期計算期間 2019年2月25日現在	第7期中間計算期間 2019年8月25日現在
1 . 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	金融商品は全て時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。	同左
2 . 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

## (デリバティブ取引関係に関する注記)

第6期計算期間 2019年2月25日	第7期中間計算期間 2019年8月25日
該当事項はありません。	同左

## (関連当事者との取引に関する注記)

第6期計算期間 自 2018年2月27日 至 2019年2月25日	第7期中間計算期間 自 2019年2月26日 至 2019年8月25日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、当該事項はありません。	同左

## (1口当たり情報)

	第6期計算期間 2019年2月25日現在	第7期中間計算期間 2019年8月25日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.6942円 (16,942円)	1.6857円 (16,857円)

## 2【ファンドの現況】

原届出書の該当箇所を以下の内容に訂正いたします。

<更新・訂正後>

## 【純資産額計算書】

2019年9月末日現在

資産総額	7,386,720,523円
負債総額	8,470,557円
純資産総額（ - ）	7,378,249,966円
発行済数量	4,251,942,429口
1単位当たり純資産額	1.7353円

## 第三部【委託会社等の情報】

## 第1【委託会社等の概況】

## 1【委託会社等の概況】

<訂正前>

(1) 資本金の額（2019年3月末日現在）

a. 資本金の額

(中略)

b. 会社の機構

(中略)

上記投資運用の意思決定機構は2019年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

「運用組織図」

(中略)

上記運用組織図は、2019年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

当社では、信託財産の適正な運用及び受益者との利益相反となる取引の防止を目的として、「内部者取引の管理等に関する規則」、「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等の社内諸規則を設けております。また、「運用規程」、「ファンドマネージャー規程」を設け、ファンドの運用に関する基本的な事項を定めております。

<訂正後>

(1) 資本金の額（2019年9月末日現在）

a. 資本金の額

(中略)

b. 会社の機構

(中略)

上記投資運用の意思決定機構は2019年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

「運用組織図」

(中略)

上記運用組織図は、2019年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

当社では、信託財産の適正な運用及び受益者との利益相反となる取引の防止を目的として、「内部者取引の管理等に関する規則」、「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等

の社内諸規則を設けております。また、「運用規程」、「ファンドマネージャー規程」を設け、ファンドの運用に関する基本的な事項を定めております。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

### <訂正前>

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）及びその受益権の募集（第二種金融商品取引業）を行っています。

委託会社が運用の指図及び受益権を直接募集する証券投資信託は2019年3月末日現在、以下の通りです。

種類		本数	純資産総額
公募投資信託	追加型株式投資信託	4本	9,988,565,605円

### <訂正後>

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）及びその受益権の募集（第二種金融商品取引業）を行っています。

委託会社が運用の指図及び受益権を直接募集する証券投資信託は2019年9月末日現在、以下の通りです。

種類		本数	純資産総額
公募投資信託	追加型株式投資信託 ファンド・オブ・ファンズ	4本	10,320,737,991円

### 3【委託会社等の経理状況】

原届出書の該当箇所を、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

- (1) 委託会社であるクローバー・アセットマネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
- (2) 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- (3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）の財務諸表について、イデア監査法人の監査を受けております。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第13期事業年度 (2018年3月31日)	第14期事業年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	29,670	28,279
直販顧客分別金信託	28,100	31,100
前払費用	750	487
未収委託者報酬	9,097	9,040
未収還付法人税等	-	2,047
流動資産合計	67,619	70,955
固定資産		
有形固定資産 1		
建物	165	786
器具備品	675	1,194
有形固定資産合計	841	1,981
無形固定資産		
ソフトウェア	2,917	1,755
無形固定資産合計	2,917	1,755
投資その他の資産		
投資有価証券	14,433	13,530
長期前払費用	464	360
敷金	3,290	3,290
繰延税金資産	2,464	2,307
投資その他の資産合計	20,653	19,489
固定資産合計	24,411	23,226
資産合計	92,030	94,181
負債の部		
流動負債		
預り金 2	6,747	3,406
未払金	1,789	1,919
未払費用	735	592
未払法人税等	3,403	35
未払消費税等	2,581	2,236
賞与引当金	180	386
役員賞与引当金	726	1,035
流動負債合計	16,163	9,610
負債合計	16,163	9,610

純資産の部		
株主資本		
資本金	291,500	100,000
資本剰余金		
資本準備金	201,360	-
資本剰余金合計	201,360	-
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	413,995	11,642
利益剰余金合計	413,995	11,642
自己株式	7,410	7,410
株主資本合計	71,454	80,947
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,412	3,623
評価・換算差額等合計	4,412	3,623
純資産合計	75,867	84,570
負債・純資産合計	92,030	94,181



## （２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第13期事業年度 （自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）	第14期事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
営業収益		
委託者報酬	83,406	93,666
営業収益合計	83,406	93,666
営業費用		
支払手数料	2,632	6,783
広告宣伝費	803	880
委託計算費	14,505	13,952
営業雑経費	8,093	8,260
通信費	3,813	3,862
印刷費	1,781	1,663
協会費	743	745
その他	1,754	1,989
営業費用合計	26,033	29,877
一般管理費		
給料	30,945	36,351
役員報酬	12,069	15,080
給料手当	9,157	11,260
賞与	1,300	1,484
役員賞与	3,670	2,834
法定福利費	3,841	4,270
賞与引当金繰入額	180	386
役員賞与引当金繰入額	726	1,035
交際費	46	81
旅費交通費	1,371	1,428
租税公課	2,614	228
不動産賃借料	5,647	5,647
退職給付費用	54	123
減価償却費	1,632	1,943
諸経費	8,421	8,945
一般管理費合計	50,734	54,749
営業利益	6,638	9,039
営業外収益		
受取利息	2	3
受取手数料	590	419
雑収入	13	493

営業外収益合計	606	915
営業外費用		
支払利息	11	-
雑損失	9	11
営業外費用合計	20	11
経常利益	7,224	9,943
税引前当期純利益	7,224	9,943
法人税、住民税及び事業税	1,900	180
法人税等調整額	4,411	271
当期純利益	9,735	9,492

## (3) 【株主資本等変動計算書】

第13期事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金 資本準備金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
			その他利益剰余金 繰越利益剰余金			
当期首残高	291,500	201,360	△423,731		△7,410	61,719
当期変動額						
当期純利益又は当期純損失(△)			9,735			9,735
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計			9,735		-	9,735
当期末残高	291,500	201,360	△413,995		△7,410	71,454

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	2,586	64,305
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失(△)		9,735
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,825	1,825
当期変動額合計	1,825	11,561
当期末残高	4,412	75,867

第14期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	291,500	201,360	-	201,360	△413,995	△413,995	△7,410	71,454
当期変動額								
減資	△91,500		191,500	191,500				
準備金から剰余金への振り替え		△201,360	201,360					
欠損補填			△92,860	△92,860	392,860	392,860		
当期純利益					9,492	9,492		9,492
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	△91,500	△201,360	-	△201,360	402,352	402,352	-	9,492
当期末残高	100,000	-	-	-	△1,642	△1,642	△7,410	80,947

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	4,412	4,412	75,867
当期変動額			
減資			
準備金から剰余金への振り替え			
欠損補填			
当期純利益			9,492
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△88	△88	△88
当期変動額合計	△88	△88	8,703
当期末残高	3,623	3,623	84,570

## 注記事項

### （重要な会計方針）

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### その他有価証券

##### 時価のあるもの

決算日末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法により償却しております。ただし、建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	15年
器具備品	4～15年

##### (2) 無形固定資産

定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づき償却しております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 賞与引当金

従業員賞与の支給にあてるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

##### (2) 役員賞与引当金

役員賞与の支給にあてるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

#### 4. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

### （表示方法の変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の区分に表示していた「繰延税金資産」4,411千円および「固定負債」の区分に表示していた「繰延税金負債」1,947千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」2,464千円に含めて表示しております。

## （貸借対照表関係）

## 1 有形固定資産の減価償却累計額

	第13期事業年度 (2018年3月31日)	第14期事業年度 (2019年3月31日)
建物	124千円	153千円
器具備品	2,154千円	2,906千円

## 2 預り金のうち投資信託の直販に伴う顧客からの預り金

	第13期事業年度 (2018年3月31日)	第14期事業年度 (2019年3月31日)
預り金	6,630千円	3,270千円

## （損益計算書関係）

第13期事業年度	第14期事業年度
自 2017年4月 1日	自 2018年4月 1日
至 2018年3月31日	至 2019年3月31日
該当なし	該当なし

## （株主資本等変動計算書関係）

第13期事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
甲種類株式	274,918	-	-	274,918
乙種類株式	155,142	-	-	155,142
合計	430,060	-	-	430,060

## 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
甲種類株式	-	-	-	-
乙種類株式	3,420	-	-	3,420
合計	3,420	-	-	3,420

第14期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
甲種類株式	274,918	-	-	274,918
乙種類株式	155,142	-	-	155,142
合計	430,060	-	-	430,060

## 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
甲種類株式	-	-	-	-
乙種類株式	3,420	-	-	3,420
合計	3,420	-	-	3,420

## （リース取引関係）

該当事項はありません。

## （金融商品関係）

## 1.金融商品の状況に関する事項

## (1)金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金および自社設定投資信託に限定しており、投機的な取引は行わない方針であります。また、金融機関からの資金調達は行っておりません。

## (2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないものと認識しております。投資有価証券は基準価額の変動リスクに晒されております。これら資金運用に係るリスクは、管理部門による継続的なモニタリングにより管理しております。

未払金等の負債は全て1年内の支払期日であり、流動性リスクに晒されておりますが、資金繰り計画の作成などにより当該リスクを管理しております。

## (3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第13期事業年度（2018年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	29,670	29,670	-
(2)直販顧客分別金信託	28,100	28,100	-
(3)未収委託者報酬	9,097	9,097	-
(4)投資有価証券			
その他有価証券	14,433	14,433	-
資産計	81,302	81,302	-
(1)未払金	1,789	1,789	-
(2)未払費用	735	735	-
(3)未払法人税等	3,403	3,403	-
(4)未払消費税等	2,581	2,581	-
負債計	8,510	8,510	-



## 第14期事業年度(2019年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	28,279	28,279	-
(2)直販顧客分別金信託	31,100	31,100	-
(3)未収委託者報酬	9,040	9,040	-
(4)未収還付法人税等	2,047	2,047	-
(5)投資有価証券			
その他有価証券	13,530	13,530	-
資産計	83,998	83,998	-
(1)未払金	1,919	1,919	-
(2)未払費用	592	592	-
(3)未払法人税等	35	35	-
(4)未払消費税等	2,236	2,236	-
負債計	4,783	4,783	-

## (注1)金融商品の時価の算定方法

## 資産

(1)現金及び預金(2)直販顧客分別金信託(3)未収委託者報酬(4)未収還付法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

証券投資信託の時価は、決算日における基準価額によっております。

## 負債

(1)未払金(2)未払費用(3)未払法人税等(4)未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (注2)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

## 第13期事業年度(2018年3月31日)

	1年以内(千円)	1年超5年以内(千円)	5年超10年以内(千円)	10年超(千円)
現金及び預金	29,670	-	-	-
直販顧客分別金信託	28,100	-	-	-
未収委託者報酬	9,097	-	-	-
合計	66,868	-	-	-

## 第14期事業年度(2019年3月31日)

	1年以内(千円)	1年超5年以内(千円)	5年超10年以内(千円)	10年超(千円)
現金及び預金	28,279	-	-	-
直販顧客分別金信託	31,100	-	-	-
未収委託者報酬	9,040	-	-	-
未収還付法人税等	2,047	-	-	-
合計	70,467	-	-	-

(注3)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	第13期事業年度 (2018年3月31日)	第14期事業年度 (2019年3月31日)
敷金	3,290千円	3,290千円

\*1 敷金は、市場価格がなく、かつ、実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(有価証券関係)

## 1. その他有価証券

第13期事業年度(2018年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	14,433	8,074	6,359
	小計	14,433	8,074	6,359
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		14,433	8,074	6,359

## 第14期事業年度(2019年3月31日)

	種類	貸借対照表計上 額（千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	13,530	8,074	5,456
	小計	13,530	8,074	5,456
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		13,530	8,074	5,456

## 2. 売却したその他有価証券

第13期事業年度（2018年3月31日）

該当事項はありません。

第14期事業年度（2019年3月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

第13期事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員に対する退職給付制度として確定拠出年金制度を採用しております。

## 2. 確定拠出年金制度

当社の確定拠出年金制度への要拠出額は、54千円であります。

第14期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員に対する退職給付制度として確定拠出年金制度を採用しております。

## 2. 確定拠出年金制度

当社の確定拠出年金制度への要拠出額は、123千円であります。

## （税効果会計関係）

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	第13期事業年度	第14期事業年度
	（2018年3月31日）	（2019年3月31日）
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(*2)	100,079	91,968
未払事業税	491	-
賞与引当金	55	129
繰延税金資産小計	100,626	92,098
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額(*2)	-	87,523
将来減算一時差異等の合計 に係る評価性引当額	-	-
評価性引当額小計(*1)	96,214	87,523
繰延税金資産合計	4,411	4,574
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	1,947	1,832
未収還付事業税	-	434
繰延税金負債合計	1,947	2,267
繰延税金資産の純額	2,464	2,307

（\*1）評価性引当額が8,691千円減少しております。この減少の主な内容は、当事業年度末に税務上の繰越欠損金の期限切れがあったためであります。

（\*2）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額  
当事業年度（2019年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 6年以内	6年超 7年以内	合計
税務上の繰越欠損金(a)	30,577	24,321	17,822	7,744	6,855	2,218	2,429	91,968
評価性引当額	△26,132	△24,321	△17,822	△7,744	△6,855	△2,218	△2,429	△87,523
繰延税金資産	4,445	-	-	-	-	-	-	(b) 4,445

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 翌事業年度において課税所得が見込まれることにより、税務上の繰越欠損金の一部を回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

第13期事業年度 (2018年3月31日)		第14期事業年度 (2019年3月31日)	
法定実効税率 (調整)	30.86%	法定実効税率 (調整)	33.59%
交際費等永久に損金に算入されない 項目	18.98%	交際費等永久に損金に算入されない 項目	13.25%
住民税均等割	4.01%	住民税均等割	1.81%
評価性引当額の増減	△88.13%	税率変更による影響	2.05%
その他	△0.49%	評価性引当額の増減	△46.16%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△34.76%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	4.54%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

2018年7月の減資に伴い、外形標準課税が不適用となりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は2019年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異について、従来の30.62%から33.59%に変更されております。

なお、この税率変更による当事業年度の財務諸表に与える影響は軽微であります。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

第13期事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）及び第14期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第13期事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
株式会社ルネット	47,680	投資運用業

(注) 営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬を顧客ごとに集計しております。

第14期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(1)製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

(2)地域ごとの情報

営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
株式会社ルネット	49,478	投資運用業

（注）営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬を顧客ごとに集計しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第13期事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

第14期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第13期事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

第14期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第13期事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

第14期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

## ( 関連当事者情報 )

## 1. 関連当事者との取引

第13期事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

第14期事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社ルネット(非上場)

## (1株当たり情報)

	第13期事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第14期事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	177円82銭	198円22銭
1株当たり当期純利益	22円81銭	22円24銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

	第13期事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第14期事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
当期純利益	9,735千円	9,492千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	9,735千円	9,492千円
普通株式の期中平均株式数	426,640株	426,640株
甲種類株式	274,918株	274,918株
乙種類株式	151,722株	151,722株

(注3) 甲種類株式及び乙種類株式については、普通株式と同等の取扱をしております。

## ( 重要な後発事象 )

該当事項はありません。



## 5【その他】

&lt;訂正前&gt;

(前略)

訴訟事件その他重要事項

平成 30 年 9 月末日現在、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

&lt;訂正後&gt;

(前略)

訴訟事件その他重要事項

2019 年 9 月末日現在、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

&lt;訂正前&gt;

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 受託会社

名 称	資本金の額	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	3,420億円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

2019年3月末日現在

## (2) 販売会社

名 称	資本金の額	事業の内容
楽天証券株式会社	74.95億円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東京海上日動火災保険株式会社	1,019億円	保険業法に基づき損害保険業を営んでいます。

2019年3月末日現在

当ファンドの委託会社であるクローバー・アセットマネジメント株式会社は、自己が発行した当ファンドの受益権を自ら募集する「販売会社」も兼ねております。

## 2【関係業務の概要】

## (1) 受託会社

受託会社として、信託財産の管理・処分、信託財産の計算を行い、分配金、解約金及び償還金の交付、また信託財産に関する報告書を作成し委託会社への交付を行います。なお、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、所定の事務を委託します。

&lt;再信託受託者の概要&gt;

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金：510億円（2019年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(後略)

&lt;訂正後&gt;

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 受託会社

名 称	資本金の額	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	3,420億円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

2019年9月末日現在

## (2) 販売会社

名 称	資本金の額	事業の内容
楽天証券株式会社	74.95億円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

東京海上日動火災保険株式会社	1,019億円	保険業法に基づき損害保険業を営んでいます。
----------------	---------	-----------------------

2019年9月末日現在

当ファンドの委託会社であるクローバー・アセットマネジメント株式会社は、自己が発行した当ファンドの受益権を自ら募集する「販売会社」も兼ねております。

## 2【関係業務の概要】

### (1) 受託会社

受託会社として、信託財産の管理・処分、信託財産の計算を行い、分配金、解約金及び償還金の交付、また信託財産に関する報告書を作成し委託会社への交付を行います。なお、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、所定の事務を委託します。

#### <再信託受託者の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金：510億円（2019年9月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

（後略）

## 独立監査人の中間監査報告書

2019年10月10日

クローバー・アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

### イデア監査法人

指定社員 公認会計士 立野 晴朗  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているコドモファンドの2019年2月26日から2019年8月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、コドモファンドの2019年8月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2019年2月26日から2019年8月25日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

クローバー・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月31日

クローバー・アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

### イデア監査法人

指定社員

公認会計士 立野 晴朗

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているクローバー・アセットマネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クローバー・アセットマネジメント株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。